

新型コロナウイルス感染症の影響を受けている中小企業・小規模事業者の方へ

# 伴走支援型特別保証制度

改正  
ポイント

1. 令和4年2月1日から保証限度額が6,000万円へ増額
2. セーフティの認定書が無くても利用可能  
(売上減少要件確認書が必要です)

改正版

取扱期間

令和5年

3月31日

受付分まで



## ポイント1

### 継続的な支援が受けられます

金融機関から経営行動計画の策定支援や借入後のアドバイスなど継続的に受けることができます。

## ポイント2

### 経営者保証の免除

一定の条件を満たせば「経営者保証」を免除することができます。

## ポイント3

### 国から保証料一部補助！

保証料は、国から一部補助され、経営者保証免除の場合も補助されます。  
※ただし、借入利息に対する補助はありません。

## ポイント4

### 業況報告が必要です

本制度をご利用の方は、金融機関に業況の報告(四半期毎に最長5事業年度)が必要となります。



SAGA GUARANTEE

佐賀県信用保証協会

<https://www.saga-cgc.or.jp>

《保証1課》TEL.0952-24-4342

《保証2課》TEL.0952-24-4343

《経営支援課》TEL.0952-24-4350

## 伴走支援型特別保証制度の概要

保証対象	<p>次のいずれかに該当し、かつ経営行動に係る計画(以下「計画」という。)を策定した中小企業者。</p> <p>(1) 中小企業信用保険法(以下「保険法」という。)第2条第5項第4号の規定による認定(新型コロナウイルス感染症に係るものに限る。)を受けていること(特別小口保険を除く。)</p> <p>(2) 保険法第2条第5項第5号の規定による認定(売上高等の減少を要因とするものに限る。)を受け、かつ次のいずれかに該当すること(特別小口保険を除く。)</p> <p>① 売上高等減少率が15%以上であること</p> <p>② 売上高等減少率が15%未満のものにあっては、最近1か月間に対応する前年同月の売上高が令和2年1月29日時点における直近の決算の月平均売上高等と比較して15%以上減少していること</p> <p>(3) 次のいずれかに該当すること(特別小口保険を除く。)(無担保保険、普通保険いずれも一般での取り扱い。)</p> <p>① 最近1か月間の売上高が前年同月の売上高と比較して15%以上減少していること</p> <p>② 最近1か月間の売上高が前年同月の売上高と比較して5%以上減少し、かつ前年同月の売上高が令和2年1月29日時点における直近の決算の月平均売上高等と比較して15%以上減少していること</p>																																																												
保証限度額	6,000万円																																																												
対象資金	保証対象(1)、(2)については、経営の安定に必要な事業資金とする。(3)については、事業資金とする。																																																												
保証割合	保証対象(1)については100% (2)、(3)については責任共有制度対象																																																												
返済方法	一括返済または分割返済																																																												
保証期間	一括返済の場合 1年以内 分割返済の場合 10年以内(据置期間5年以内)																																																												
信用保証料率	<p>① 通常料率適用の場合 保証対象(1)及び(2)については、借入金額に対し、0.85%(国が0.65%補助)。 (3)については、借入金額に対し、㊦信用保証料率表に定める料率を適用となります。</p> <p>㊦ 信用保証料率表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>①</th> <th>②</th> <th>③</th> <th>④</th> <th>⑤</th> <th>⑥</th> <th>⑦</th> <th>⑧</th> <th>⑨</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>料率(%)</td> <td>1.90</td> <td>1.75</td> <td>1.55</td> <td>1.35</td> <td>1.15</td> <td>1.00</td> <td>0.80</td> <td>0.60</td> <td>0.45</td> </tr> <tr> <td>国からの補助(%)</td> <td>0.75</td> <td>0.75</td> <td>0.70</td> <td>0.65</td> <td>0.55</td> <td>0.50</td> <td>0.40</td> <td>0.30</td> <td>0.25</td> </tr> </tbody> </table> <p>② 経営者保証免除対応適用の場合 保証対象(1)及び(2)については、借入金額に対し1.05%(国が0.85%補助)。 (3)については、借入金額に対し、㊧信用保証料率表に定める料率を適用となります。</p> <p>㊧ 信用保証料率表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>①</th> <th>②</th> <th>③</th> <th>④</th> <th>⑤</th> <th>⑥</th> <th>⑦</th> <th>⑧</th> <th>⑨</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>料率(%)</td> <td>2.10</td> <td>1.95</td> <td>1.75</td> <td>1.55</td> <td>1.35</td> <td>1.20</td> <td>1.00</td> <td>0.80</td> <td>0.65</td> </tr> <tr> <td>国からの補助(%)</td> <td>0.95</td> <td>0.95</td> <td>0.90</td> <td>0.85</td> <td>0.75</td> <td>0.70</td> <td>0.60</td> <td>0.50</td> <td>0.45</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ただし、①及び②における条件変更に伴う追加信用保証料については、本人負担となります。</p>	区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	料率(%)	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45	国からの補助(%)	0.75	0.75	0.70	0.65	0.55	0.50	0.40	0.30	0.25	区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	料率(%)	2.10	1.95	1.75	1.55	1.35	1.20	1.00	0.80	0.65	国からの補助(%)	0.95	0.95	0.90	0.85	0.75	0.70	0.60	0.50	0.45
区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨																																																				
料率(%)	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45																																																				
国からの補助(%)	0.75	0.75	0.70	0.65	0.55	0.50	0.40	0.30	0.25																																																				
区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨																																																				
料率(%)	2.10	1.95	1.75	1.55	1.35	1.20	1.00	0.80	0.65																																																				
国からの補助(%)	0.95	0.95	0.90	0.85	0.75	0.70	0.60	0.50	0.45																																																				
担保	必要に応じて徴求																																																												
連帯保証人	原則代表者以外徴求しない(経営者保証免除対応の場合は法人代表者の連帯保証を徴求しない)																																																												
貸付形式	証書貸付または手形貸付																																																												
貸付利率	金融機関所定利率																																																												
申込方法	金融機関経由																																																												
添付資料	<p>(1) セーフティネット保証の認定書(4号、5号)(保証対象(1)、(2)の場合)</p> <p>(2) 経営行動計画書</p> <p>(3) 売上減少要件確認書(保証対象(2)②及び(3)の場合)</p> <p>(4) 経営者保証免除確認書(経営者保証免除を適用する場合)</p>																																																												
取扱期間	令和3年4月1日～令和5年3月31日保証協会申込受付分																																																												

